

■どのような支援が必要か？—具体的支援について

○不当な差別的取り扱いとは？

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいがあることを理由に権利や利益を侵害することをいいます。

不当な差別的取り扱いにあたり得ること

●障がいを理由に、

- ・受験や入学を拒否する。
- ・入学試験の合否判定にあたり正当な評価を行わない。
- ・授業等の受講を拒否する。
- ・研究指導を拒否する。
- ・実習・研修・フィールドワーク等への参加を拒否する。
- ・窓口対応を拒否あるいは順序を後回しにする。
- ・授業等の受講を免除する。
- ・単位の認定基準を満たしていないにもかかわらず単位を認める。

●合理的配慮を受けたことを理由に、試験等において評価に差をつける。

支援の具体例

●物理的環境への配慮の具体例

- ・移動に困難のある学生が参加する授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更する。
- ・見えにくい、聞こえにくい等の学生が参加する授業で、教室内で学生が講義中の情報を得やすい席を確保する。
- ・体調不良や発作等により授業中頻回に離席する必要がある学生について、座席位置を出入り口の近くに確保する。
- ・感覚過敏やパニック発作がある学生のために、学生が落ち着ける刺激の少ない場所を用意する。

●意思疎通の配慮の具体例

- ・シラバスや教材等にアクセスできるよう、学生の希望に応じて電子ファイルや資料等を提供する。
- ・言葉の聞き取りや理解・発声等に困難を示す学生のために、筆談・要約筆記・読み上げ等の多様なコミュニケーション手段を使って説明をする。
- ・文字情報のみでは伝わりにくい場合に、手順を箇条書きにしたり図表等を使って具体的に伝える。
- ・比喩や間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明する。
- ・ディスカッションに参加しにくい学生のために、視覚情報を活用する等、発言内容を参加メンバーで共有できるような工夫をし、意思表示しやすい環境を整える。
- ・入学試験や学期末試験、授業に関する注意事項や指示を、口頭で伝えるとともに紙に書いて伝達する。

●ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・大学行事や講演・研修等において、個々の障がい特性に応じて適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりする。
- ・ノートをとることが難しい学生に、板書の写真撮影・パソコンによる筆記・ICレコーダー等による録音を認める。
- ・感覚過敏がある学生に、サングラスや耳栓等の着用を認める。
- ・障がい特性により授業中に離席する必要がある学生からの申し出に対し、授業の一時退室を認める。
- ・筆記による事務手続き等が困難な場合に、介助者の代筆による手続きを認める。

- ・ 入学試験や学期末試験において、個々の障がい特性に応じて、試験時間の延長や別室受験・支援機器の使用を認める。
- ・ 障がい特性に応じて、学期末試験や口頭試問等での解答手段を変更する。

本人の困っている内容・困難な状況を生んだ要素と経緯を聞き、解決のためにどのような方法・手段があるのか、支援の内容が合理性・妥当性に適っているかどうか等を考えます。

障がいにより修学上の困難や不自由がある場合、障がいのある学生本人からの申し出により、大学と本人（場合によっては保護者も含む）の双方の建設的対話による相互理解を図ったうえで、支援内容を決定します。決定した支援に関して、所属学科・研究科等は関連部署と連携しながら、必要かつ合理的な範囲ですすめていきます。